

加須市告示第156号

地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を変更するので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により公告し、地域計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、利害関係人は、地域計画の案について意見があるときは、縦覧期間中に加須市に対し意見書を提出することができる。

令和8年5月18日

加須市長 高橋 稔 裕

- 1 地域計画を変更する地域
北川辺地域
- 2 地域計画の案の縦覧期間
令和8年5月18日から6月1日まで
- 3 地域計画の案の縦覧場所及び意見書の提出先
加須市麦倉1481-1
加須市北川辺総合支所 農政建設課